

東海第二発電所審査会合における指摘事項に対する回答一覧表
(DB33条 保安電源設備)

平成29年8月24日
日本原子力発電株式会社

No	分類			日付		指摘事項		対応状況	回答
	大分類	中分類	小分類						
33条-1	33条(保安電源設備)			2017/6/22	審査会合	確認	通常時の操作において原電～東電間の連絡は行われており、事故時(那珂変電所全停時の切替)においても受電操作に伴う原電～東電間の連携に問題がないことを追記すること。	本日ご回答	那珂変電所全停時における、茨城変電所からの受電の際は、東京電力パワーグリッド株式会社の茨城給電所と東海第二発電所との連携が必要となる。この手順は、原子力1号線もしくは東海第二発電所構内受電設備の計画停電後の受電手順(茨城給電所から東海第二へ受電可連絡→東海第二で受電操作→東海第二から茨城給電所に受電完了連絡)と同一であり、通常時から両社の連携はとれていることから、当社は問題ないと評価し資料に追記した。(別紙5)
33条-2	33条(保安電源設備)			2017/6/22	審査会合	確認	那珂変電所全停中の新筑波変電所からの受電時に、常時開放状態となっている遮断器を投入することについて、問題ないことを説明すること。	本日ご回答	東京電力パワーグリッド株式会社は、東海第二発電所が新筑波変電所から受電する際に投入する当該遮断器(通常時は開放)について以下を確認している。 ①通常時に当該遮断器を投入した場合、系統事故発生時には、事故電流が増大し遮断器の電流遮断能力(遮断器耐量)を超過する可能性がある。 ②那珂変電所全停時に当該遮断器を投入した場合、系統事故発生時には停電側からの事故電流が流入することがないため遮断器の電流遮断能力(遮断器耐量)は超過しない。 当社は送電系統の構成を確認し、当該遮断器の運用に問題ないことを確認した。(別紙5)
33条-3	33条(保安電源設備)			2017/6/22	審査会合	確認	新筑波変電所からの復旧手順は通常の手順か。	本日ご回答	東京電力パワーグリッド株式会社の茨城給電所が定めている系統事故時に使用する復旧手順に当該手順が定められていることを確認した。(別紙5)
33条-4	33条(保安電源設備)			2017/6/22	審査会合	確認	新筑波変電所からの復旧時の操作は遮断器と断路器以外外にかあるか(ある場合、復旧時間に影響するか?)	本日ご回答	新筑波変電所から東海第二発電所へ受電する際の各変電所の復旧操作は茨城給電所で各変電所の遮断器及び断路器の操作を行う他に、系統の電圧等確認、確認後必要に応じ電圧等の調整を行う操作があるが、全て茨城給電所から遠隔で可能であるため、復旧時間に影響しない。(別紙5)